

ビジネス著作権検定® 公式テキスト[初級・上級]第2版 改訂内容のご案内

『ビジネス著作権検定® 公式テキスト[初級・上級]第2版(初版発行:2019年7月11日)』の記載内容のうち、以下の法改正に伴い、変更になった箇所があります。詳しくは、<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

- ・2020年4月1日施行「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に伴う著作権法改正
- ・2020年4月28日施行「著作権法の一部を改正する法律」
- ・2021年1月1日施行「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

※(対応表の行数の数え方について) タイトル、見出し行および空き行は数えないものとします。

※2020年3月付の「ビジネス著作権検定® 公式テキスト[初級・上級]第2版 改訂内容のご案内」と併せてご確認ください。

<改訂内容対応表>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版)内容												
第1章 p. 20 表内	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">意匠権</th> </tr> <tr> <th>対象</th> <th>存続期間</th> </tr> <tr> <td>意匠(デザイン)</td> <td>登録から25年 (意匠法21条)</td> </tr> </table>	意匠権		対象	存続期間	意匠(デザイン)	登録から25年 (意匠法21条)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">意匠権</th> </tr> <tr> <th>対象</th> <th>存続期間</th> </tr> <tr> <td>意匠(デザイン)</td> <td>登録から20年 (意匠法21条)</td> </tr> </table>	意匠権		対象	存続期間	意匠(デザイン)	登録から20年 (意匠法21条)
意匠権														
対象	存続期間													
意匠(デザイン)	登録から25年 (意匠法21条)													
意匠権														
対象	存続期間													
意匠(デザイン)	登録から20年 (意匠法21条)													
第4章 p. 58 2行目～	なされる場合がある。すなわち、「 名誉声望を害する方法により著作物を利用する行為 」については侵害とみなされ(法113条11項)、著作者人格権侵害となる。	なされる場合がある。すなわち、「 名誉声望を害する方法により著作物を利用する行為 」については侵害とみなされ(法113条7項)、著作者人格権侵害となる。												
第4章 p. 65 11行目～	ただ、著作者人格権侵害に特有なみなし侵害として「 名誉・声望を害する著作物の利用 」行為がある(法113条11項)。	ただ、著作者人格権侵害に特有なみなし侵害として「 名誉・声望を害する著作物の利用 」行為がある(法113条7項)。												
第5章 p. 84 23行目～	なお、学校その他の教育機関における口述(法35条3項)や非営利無償の口述(法38条1項)については口述権が制限されるが、詳細は第6章の「著作権の制限」を参照されたい。	なお、学校その他の教育機関における口述(法35条2項)や非営利無償の口述(法38条1項)については口述権が制限されるが、詳細は第6章の「著作権の制限」を参照されたい。												
第5章 p. 89 9行目～	複製物を譲渡する場合、複製物の作成者がこれを譲渡することがあるが、他人の著作物を許諾なく複製し公衆に譲渡した場合、原則として複製権と譲渡権の二つの権利を侵害することとなる。なお、その複製が許諾を得た適法な場合や第6章で解説する権利制限規定に該当する場合であっても、譲渡について許諾を得ていない場合は、譲渡権の侵害となる場合もある(法47条の7ただし書き)。	複製物を譲渡する場合、複製物の作成者がこれを譲渡することがあるが、他人の著作物を許諾なく複製し公衆に譲渡した場合、原則として複製権と譲渡権の二つの権利を侵害することとなる。なお、その複製が許諾を得た適法な場合や第6章で解説する権利制限規定に該当する場合であっても、譲渡について許諾を得ていない場合は、譲渡権の侵害となる場合もある(法47条の10ただし書き)。												
第5章 p. 92 20行目～	もともと、国外で適法に譲渡(頒布)されたレコードが、国内に輸入されて譲渡(頒布)された場合譲渡権が及ばないため、このような還流レコードに関しては、譲渡権の消尽が制限されている(法113条10項)。	もともと、国外で適法に譲渡(頒布)されたレコードが、国内に輸入されて譲渡(頒布)された場合譲渡権が及ばないため、このような還流レコードに関しては、譲渡権の消尽が制限されている(法113条6項)。												
第6章 p. 102 8行目～	<p>③著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画(特定侵害録音録画)を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合</p> <p>④著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製(録音・録画を除く。)(特定侵害複製)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合</p>	<p>③著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を、その事実を知りながら行う場合</p> <p>④(新設)</p>												

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版)内容
第6章 p. 103 21行目～	私的使用のための複製が認められない場合として、 <u>4つ</u> の場合が規定されているが、その第一は、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合である(法30条1項1号)。	私的使用のための複製が認められない場合として、 <u>3つ</u> の場合が規定されているが、その第一は、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合である(法30条1項1号)。
第6章 p. 104 25行目～	私的使用のための複製が認められない場合の第三は、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画(<u>特定侵害録音録画</u>)を、 <u>特定侵害録音録画であること</u> を知りながら行う場合である(法30条1項3号)。	私的使用のための複製が認められない場合の第三は、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を、その事実を知りながら行う場合である(法30条1項3号)。
第6章 p. 105 3行目～	私的使用のための複製が認められない場合の第四は、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製(録音・録画を除く。)(<u>特定侵害複製</u>)を、 <u>特定侵害複製であることを知りながら行う場合である(法30条1項4号)</u> 。 <u>これは、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制の対象を、これまでの音楽・映像(録音・録画)から著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)に拡大するため、令和2年の著作権法改正で追加された規定である。</u> <u>もともと、規制の拡大により国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、①漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」や、②二次創作・パロディや、③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードは規制対象外とされている。</u>	(新設)
第6章 p. 105 13行目～	私的使用を目的として、デジタル方式の録音または録画の機能を有する機器により、記録媒体に録音または録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない(法30条3項)。 なお、この補償金は、著作権者に支払うとされているが、かかる補償金(私的録音録画補償金)を受ける権利を有する者のために権利を行使する団体(指定管理団体)があるときは、その指定管理団体によって権利が行使される(法104条の2)。また、録音または録画を行う者が支払うとされているが、法30条3項の政令で定める機器または記憶媒体を購入する者は、請求があった場合は、購入にあたり私的録音録画補償金を支払う必要がある(法104条の4)。	私的使用を目的として、デジタル方式の録音または録画の機能を有する機器により、記録媒体に録音または録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない(法30条2項)。 なお、この補償金は、著作権者に支払うとされているが、かかる補償金(私的録音録画補償金)を受ける権利を有する者のために権利を行使する団体(指定管理団体)があるときは、その指定管理団体によって権利が行使される(法104条の2)。また、録音または録画を行う者が支払うとされているが、法30条2項の政令で定める機器または記憶媒体を購入する者は、請求があった場合は、購入にあたり私的録音録画補償金を支払う必要がある(法104条の4)。
第6章 p. 107 17行目～	かかる法31条1項1号の利用が認められる場合は、著作物を翻訳して利用することができる(法47条の6第1項2号)。	かかる法31条1項1号の利用が認められる場合は、著作物を翻訳して利用することができる(法47条の6第1項3号)。
第6章 p. 114 18行目～	本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができ(法47条の6第1項2号)、出所を明示する慣行があるときは、出所明示義務を負う(法48条1項3号)。	本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができ(法47条の6第1項3号)、出所を明示する慣行があるときは、出所明示義務を負う(法48条1項3号)。
第6章 p. 116 28行目～	本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができ(法47条の6第1項2号)、また、出所を明示して利用する必要がある(法48条1項1号及び3号)。	本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができ(法47条の6第1項3号)、また、出所を明示して利用する必要がある(法48条1項1号及び3号)。
第6章 p. 120 8行目～	本条1項の利用にあたっては、翻訳して利用することができ(法47条の6第1項2号)、出所明示義務がある(法48条1項2号)。	本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができ(法47条の6第1項3号)、出所明示義務がある(法48条1項2号)。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版)内容
第6章 p. 121 3行目～	本条2項の利用にあたっては、翻訳して利用することができる(法47条の6第1項2号)、本条1項及び2項により利用にあたっては、出所明示義務がある(法48条1項2号)。	本条2項の利用にあたっては、翻訳して利用することができる(法47条の6第1項3号)、本条1項及び2項により利用にあたっては、出所明示義務がある(法48条1項2号)。
第6章 p. 121 9行目～	本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができる(法47条の6第1項2号)、出所を明示する慣行があるとき、出所明示義務がある(法48条1項3号)。また、目的外の頒布については複製とみなされる(法49条1項1号)。	本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができる(法47条の6第1項3号)、出所を明示する慣行があるとき、出所明示義務がある(法48条1項3号)。また、目的外の頒布については複製とみなされる(法49条1項1号)。
第6章 p. 121 21行目～	<p>②行政庁の行う種苗法に基づく種苗の審査に関する手続</p> <p>③行政庁の行う地理的表示法(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)に基づく地理的表示の審査に関する手続</p> <p>④行政庁もしくは独立行政法人の行う薬事に関する審査などに関する手続</p> <p>⑤①から④に類するものとして政令で定める手続</p> <p>本条1項の利用にあたっては、翻訳して利用することができる(法47条の6第1項2号)、出所明示義務がある(法48条1項1号)。また、目的外の頒布については複製とみなされる(法49条1項1号)。</p>	<p>②(新設)</p> <p>③(新設)</p> <p>②行政庁もしくは独立行政法人の行う薬事に関する審査などに関する手続</p> <p>⑤(新設)</p> <p>本条の利用にあたっては、翻訳して利用することができる(法47条の6第1項3号)、出所明示義務がある(法48条1項1号)。また、目的外の頒布については複製とみなされる(法49条1項1号)。</p>
第6章 p. 122 20行目～	ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、 <u>法113条5項のみなし侵害の規定が適用される場合は、この限りでない(法47条の3第1項)。</u>	ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、 <u>法113条2項のみなし侵害の規定が適用される場合は、この限りでない(法47条の3第1項)。</u>
第6章 p. 123 26行目～	なお、令和2年の著作権法改正により、「付随対象著作物の利用」(法30条の2)の対象範囲が拡大された。	末尾に追加
第6章 p. 124 16行目～	「付随対象著作物の利用」(法30条の2)は、 <u>写真を撮影等するに当たって、その本来の対象とする事物等に付随して著作物(付随対象著作物)が写真等の対象に入ってしまったとしても、利益を得る目的や分離の困難性の程度等から正当な範囲内であれば、付随対象著作物を利用することができるというものである(同条2項)。また、付随対象著作物は、撮影等した事物の利用に伴って、その後も利用することができる(同条2項)。</u>	「付随対象著作物の利用」(法30条の2)は、 <u>写真の撮影等の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物(写真等著作物)に係る撮影等の対象とする事物等から分離することが困難なため、付随して対象となる他の著作物(付随対象著作物)は、当該創作に伴って複製することができるというものである(同条1項)。また、複製された付随対象著作物は、写真等著作物の利用に伴って利用することができる(同条2項)。</u>
第6章 p. 126 10行目～	本条1項及び2項の利用にあたっては翻訳して利用(法47条の6第1項2号)、本条3項の利用にあたっては翻訳・変形・翻案しての利用ができる(法47条の6第1項4号)。また、出所明示義務があり(法48条1項1号及び2号)、目的外の頒布について複製とみなされる(法49条1項1号)。	本条1項及び2項の利用にあたっては翻訳して利用(法47条の6第1項3号)、本条3項の利用にあたっては翻訳・変形・翻案しての利用ができる(法47条の6第1項5号)。また、出所明示義務があり(法48条1項1号及び2号)、目的外の頒布について複製とみなされる(法49条1項1号)。
第6章 p. 126 27行目～	私的使用を目的として、デジタル方式の録音または録画を行う者が著作権者に対して支払う私的録音録画補償金(法30条3項)に関しては、その制度が、法104条の2から法104条の10で規定されている。	私的使用を目的として、デジタル方式の録音または録画を行う者が著作権者に対して支払う私的録音録画補償金(法30条2項)に関しては、その制度が、法104条の2から法104条の10で規定されている。
第8章 p. 140 8行目～	<p>利用権(第1項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。)は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない(法63条3項)。</p> <p>利用権は、著作権が譲渡された場合でも、譲受人である第三者に対抗することができる(法63条の2)。</p>	本条第1項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない(法63条3項)。

該当箇所	改訂内容(下線部分)			テキスト(第2版)内容		
第11章 p. 175 表内 4行目 (追加) 表内 5行目 (追加) 表内 4行目 →6行目	<u>対象となる行為</u> <u>侵害著作物等</u> <u>利用容易化ウェブ</u> <u>サイト等の公衆</u> <u>への提示</u>	刑事罰の内容 5年以下の懲 役もしくは50 0万円以下の 罰金またはこ れらの併科 (法119条2項 4号)	親告罪(※) 親告罪	対象となる行為 (追加)	刑事罰の内容	親告罪(※)
	<u>侵害著作物等</u> <u>利用容易化プ</u> <u>ログラムの公衆</u> <u>への提供等</u>	5年以下の懲 役もしくは50 0万円以下の 罰金またはこ れらの併科 (法119条2項 5号)	親告罪	(追加)		
	プログラムの違 法複製物を業 務上電子計算 機において使 用する行為	5年以下の懲 役もしくは50 0万円以下の 罰金またはこ れらの併科 (法119条2項 6号)	親告罪	プログラムの違 法複製物を業 務上電子計算 機において使 用する行為	5年以下の懲 役もしくは50 0万円以下の 罰金またはこ れらの併科 (法119条2項 4号)	親告罪
第11章 p. 175 表内 6行目 →8行目 表内 7行目 →9行目 (追加)	<u>対象となる行為</u> 私的使用の目 的をもって、有 償著作物等の 著作権を侵害 する自動公衆 送信等を受信 して行うデジ タル方式の録 音または録画 を、自らその 事実を知らな がらなす行為	刑事罰の内容 2年以下の懲 役もしくは20 0万円以下の 罰金またはこ れらの併科 (法119条3 項)	親告罪(※) 親告罪	<u>対象となる行為</u> 私的使用の目 的をもって、有 償著作物等の 著作権を侵害 する自動公衆 送信を受信し て行うデジタ ル方式の録音 または録画を 、自らその事 実を知らなす 行為 (いわゆる「違 法ダウンロード」)	刑事罰の内容 2年以下の懲 役もしくは20 0万円以下の 罰金またはこ れらの併科 (法119条3 項)	親告罪(※) 親告罪
	<u>私的使用の目</u> <u>的をもって、有</u> <u>償著作物の著</u> <u>作権を侵害す</u> <u>る自動公衆送</u> <u>信を受信して</u> <u>行うデジタル</u> <u>方式の複製(録</u> <u>音・録画を除</u> <u>く。)を、自ら</u> <u>その事実を知</u> <u>りながら継続</u> <u>的又は反復し</u> <u>なす行為</u>		親告罪	(追加)		

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版)内容																														
第11章 p. 175 表内 9行目 →11行目 (追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 203 568 232">対象となる行為</th> <th data-bbox="568 203 759 232">刑事罰の内容</th> <th data-bbox="759 203 914 232">親告罪(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 232 568 566">技術的保護手段の回避もしくは技術的利用制限手段の回避を行う専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為、業として前記回避を行う行為</td> <td data-bbox="568 232 759 1227" rowspan="4">3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科(法120条の2)</td> <td data-bbox="759 232 914 566">非親告罪</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 566 568 676"><u>侵害コンテンツへのリンクの提供</u></td> <td data-bbox="759 566 914 676">親告罪</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 676 568 752"><u>不正なシリアルコードの提供等</u></td> <td data-bbox="759 676 914 752">親告罪</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 752 568 862">営利目的による権利管理情報の改変など</td> <td data-bbox="759 752 914 862">親告罪</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 862 568 1227">営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持し、著作権などを侵害する行為とみなされる行為</td> <td data-bbox="568 862 759 1227"></td> <td data-bbox="759 862 914 1227">親告罪</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる行為	刑事罰の内容	親告罪(※)	技術的保護手段の回避もしくは技術的利用制限手段の回避を行う専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為、業として前記回避を行う行為	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科(法120条の2)	非親告罪	<u>侵害コンテンツへのリンクの提供</u>	親告罪	<u>不正なシリアルコードの提供等</u>	親告罪	営利目的による権利管理情報の改変など	親告罪	営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持し、著作権などを侵害する行為とみなされる行為		親告罪	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="930 203 1142 232">対象となる行為</th> <th data-bbox="1142 203 1334 232">刑事罰の内容</th> <th data-bbox="1334 203 1489 232">親告罪(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="930 232 1142 566">技術的保護手段の回避もしくは技術的利用制限手段の回避を行う専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為、業として前記回避を行う行為</td> <td data-bbox="1142 232 1334 1227" rowspan="4">3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科(法120条の2)</td> <td data-bbox="1334 232 1489 566">非親告罪</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 566 1142 676">(追加)</td> <td data-bbox="1334 566 1489 676"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 676 1142 752">(追加)</td> <td data-bbox="1334 676 1489 752"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 752 1142 862">営利目的による権利管理情報の改変など</td> <td data-bbox="1334 752 1489 862">親告罪</td> </tr> <tr> <td data-bbox="930 862 1142 1227">営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持し、著作権などを侵害する行為とみなされる行為</td> <td data-bbox="1142 862 1334 1227"></td> <td data-bbox="1334 862 1489 1227">親告罪</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる行為	刑事罰の内容	親告罪(※)	技術的保護手段の回避もしくは技術的利用制限手段の回避を行う専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為、業として前記回避を行う行為	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科(法120条の2)	非親告罪	(追加)		(追加)		営利目的による権利管理情報の改変など	親告罪	営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持し、著作権などを侵害する行為とみなされる行為		親告罪
対象となる行為	刑事罰の内容	親告罪(※)																														
技術的保護手段の回避もしくは技術的利用制限手段の回避を行う専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為、業として前記回避を行う行為	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科(法120条の2)	非親告罪																														
<u>侵害コンテンツへのリンクの提供</u>		親告罪																														
<u>不正なシリアルコードの提供等</u>		親告罪																														
営利目的による権利管理情報の改変など		親告罪																														
営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持し、著作権などを侵害する行為とみなされる行為		親告罪																														
対象となる行為	刑事罰の内容	親告罪(※)																														
技術的保護手段の回避もしくは技術的利用制限手段の回避を行う専用装置またはプログラムを公衆へ提供する行為、業として前記回避を行う行為	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科(法120条の2)	非親告罪																														
(追加)																																
(追加)																																
営利目的による権利管理情報の改変など		親告罪																														
営利を目的として、国外頒布目的商業用レコードを情を知って輸入し、国内において頒布し、頒布目的で所持し、著作権などを侵害する行為とみなされる行為		親告罪																														
初級過去問題 第41回 p. 209	本書の問題収録にあたりましては、原則として2021年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。	本書の問題収録にあたりましては、原則として2019年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。																														
上級過去問題 第41回 p. 221	本書の問題収録にあたりましては、原則として2021年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。	本書の問題収録にあたりましては、原則として2019年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。																														
上級過去問題 問題31 p. 232	<p>問題31 次の文章の空欄にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。</p> <p>学校の教師が授業で使用するために公表された著作物の一部を複製のみする場合、その旨を著作者に通知する(A)、補償金を著作権者に支払う(B)。公表された著作物を試験問題として利用する場合、その旨を著作者に通知する(C)、補償金を著作権者に支払う(D)。</p>	<p>問題31 次の文章の空欄にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。</p> <p>学校の教師が授業で使用するために公表された著作物の一部を複製する場合、その旨を著作者に通知する(A)、補償金を著作権者に支払う(B)。公表された著作物を試験問題として利用する場合、その旨を著作者に通知する(C)、補償金を著作権者に支払う(D)。</p>																														
初級過去問題 正答・解説 第41回 p. 237	本書の問題収録にあたりましては、原則として2021年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。	本書の問題収録にあたりましては、原則として2019年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。																														

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版)内容
初級過去問題 正答・解説 問題14 p. 246	ア 個人的な使用であっても、著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「 <u>特定侵害録音録画</u> 」という。)を、 <u>特定侵害録音録画であることを知りながら</u> 行う場合は、私的使用のための複製には該当しない(30条1項3号)が、動画をストリーミング形式により視聴する場合には、あてはまらず、複製権の侵害にならない。	ア 個人的な使用であっても、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合は、私的使用のための複製には該当しない(30条1項3号)が、動画をストリーミング形式により視聴する場合には、あてはまらず、複製権の侵害にならない。
初級過去問題 正答・解説 問題15 p. 247	ア 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、 <u>送信可能化を含む。以下この条において同じ。</u>)を行い、 <u>又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる</u> (35条1項)。したがって、営利を目的として設置されているものは対象から除かれているため、企業が運営する英会話教室の授業に使用するための複製は、著作権者の許諾なく複製すると、複製権の侵害になる。	ア 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる(35条1項)。したがって、営利を目的として設置されているものは対象から除かれているため、企業が運営する英会話教室の授業に使用するための複製は、著作権者の許諾なく複製すると、複製権の侵害になる。
上級過去問題 正答・解説 第41回 p. 255	本書の問題収録にあたりましては、原則として2021年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。	本書の問題収録にあたりましては、原則として2019年1月1日現在の法令に対応すべく、問題文、解答及び解説を改変して掲載しております。
上級過去問題 正答・解説 問題16 p. 266	ウ 技術的保護手段の回避(第2条第1項第20号に規定する信号の除去若しくは改変 <u>その他の当該信号の効果を妨げる行為</u> (記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。))を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)をいう。第113条第7項並びに第120条の2第1号及び第2号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合は、私的使用のための複製にあたらぬ(30条1項2号)。たとえ家庭内での使用のためであっても、コピーガード(技術的保護手段)を回避して行うコピーは、複製権の侵害となる。	ウ 技術的保護手段の回避(第2条第1項第20号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。))を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。))を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合は、私的使用のための複製にあたらぬ(30条1項2号)。たとえ家庭内での使用のためであっても、コピーガード(技術的保護手段)を回避して行うコピーは、複製権の侵害となる。
上級過去問題 正答・解説 問題17 p. 267	エ 引用にあたり、無許諾で翻案することは認められない。ただし、第32条により著作物を利用することができる場合には、当該著作物を翻訳して利用することはできる(47条の6第1項2号)。	エ 引用にあたり、無許諾で翻案することは認められない。ただし、第32条により著作物を利用することができる場合には、当該著作物を翻訳して利用することはできる(47条の6第1項3号)。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第2版)内容
上級過去問題 正答・解説 問題18 p. 267	エ 小学校の学芸会で児童が公表された楽曲を合唱したり、演奏したりすることは <u>第38条1項</u> の制限規定により許諾なく行えるが、編曲については著作権者の許諾が必要である。	エ 小学校の学芸会で児童が公表された楽曲を合唱したり、演奏したりすることは <u>第43条1項</u> の制限規定により許諾なく行えるが、編曲については著作権者の許諾が必要である。
上級過去問題 正答・解説 問題31 p. 276	A、B 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる(35条1項)。その際、複製のみであれば、その旨を著作者に通知する必要はなく、補償金を著作権者に支払う必要もない。	A、B 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる(35条)。その際、その旨を著作者に通知する必要はなく、補償金を著作権者に支払う必要もない。
上級過去問題 正答・解説 問題32 p. 276	D 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる(35条1項)。この規定は、実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用される(102条1項)。	D 学校その他の教育機関において、教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用を目的とする場合には、必要と認められる限度において公表された著作物を複製することができる(35条前段)。この規定は、実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用される(102条1項)。
上級過去問題 正答・解説 問題36 p. 279	4 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条11項)。公表権、氏名表示権、同一性保持権を侵害しなくても、著作者人格権の侵害となる場合がある。	4 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条7項)。公表権、氏名表示権、同一性保持権を侵害しなくても、著作者人格権の侵害となる場合がある。
上級過去問題 正答・解説 問題37 p. 280	学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない(35条1項)。	学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない(35条1項)。
上級過去問題 正答・解説 問題40 p. 282	4 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条11項)。本肢のような行為は、著作者の名誉・声望を害する行為であり、著作者人格権の侵害とみなされる。	4 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす(113条7項)。本肢のような行為は、著作者の名誉・声望を害する行為であり、著作者人格権の侵害とみなされる。

以上